

佐賀県告示第二十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十二年一月十二日から平成二十二年二月十二日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年一月十二日

佐賀県知事 古川 康

一般国道 四九八号	道路の種類 及び路線名	道 路 の 区 域	区	変更前 の別	幅員	延長
			間		メートル	
					メートル	
西松浦郡有田町岳字長尾 乙三九五九番一五二地先 から 西松浦郡有田町山本字岳 乙四七九三番二三六地先 まで	—	後	三七・一 三・七	三、一〇九・七		